

○大和郡山市歩行喫煙等の防止に関する条例施行規則

平成 30 年 3 月 29 日

大和郡山市規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和郡山市歩行喫煙等の防止に関する条例(平成 30 年 3 月大和郡山市条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止区域内における標識等の設置)

第 2 条 市長は、条例第 6 条第 1 項に規定する禁止区域を指定したときは、当該禁止区域内の公衆の見やすい場所に、禁止区域である旨を表示した標識を設置又は標示するものとする。

(身分証明書の提示)

第 3 条 条例第 10 条の規定による注意及び指導を行う者は、身分証明書(様式第 1 号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(審議会の会長及び副会長)

第 4 条 大和郡山市歩行喫煙等対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、産業振興部環境政策課において行う。

(審議会に関する補足)

第 7 条 [この規則](#)に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(施行の細目)

第 8 条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この規則](#)は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

[様式第 1 号\(第 3 条関係\)](#)

様式第 1 号(第 3 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

身分証明書

所属

職名

氏名

上記の者は、大和郡山市歩行喫煙等の防止に関する条例施行規則第 3 条規定により、歩行喫煙等禁止区域において、同条例第 8 条の規定に違反した者に対して注意及び指導を行う権限を有する者であることを証明する。

大和郡山市長

印